

令和7年(ネ)第3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審被告) 国

被控訴人(一審原告) デニス・ほか1名

控訴理由書

令和7年8月19日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

控訴人指定代理人	川	勝	庸	史
	米	山		理
	迎		雄	二
	北	潟	丈	晴
	石	山	祥太	郎
	亀	田	友	美
	湯	本	麻	依
	小	高	真	志
	太	田	玲	央

六	車	且
武	居	記
椎	名	介
佐	藤	圭
佐	藤	洋
廣	川	己
古	川	奈
上	田	亮
杉	本	剛
内	山	二
真	隅	賢
美	坂	幸
宮	本	義
小	華 和	肇

(目次)

第1	はじめに	6
1	事案の概要	6
2	原判決の判断要旨	6
	(1) 入管法52条等が自由権規約9条1項に違反するか否かについて	7
	(2) 本件各収容が自由権規約9条1項に違反するか否かについて	8
	(3) 本件各収容の国賠法上の違法性について(原判決63及び64ページ)	11
3	控訴理由の骨子	12
	(1) 自由権規約9条1項及び入管法52条5項に関する原判決の解釈は誤りであること(後記第2)	12
	(2) 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性及び国賠法1条1項の違法性の判断基準(後記第3)	13
	(3) 本件の事実関係においては、一審原告デニズ収容3並びに一審原告サファリ収容3及び4は違法なものではなく、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえないこと(後記第4及び第5)	14
第2	自由権規約9条1項及び入管法52条5項に関する原判決の解釈は誤りであること	16
1	入管法の規定による原則収容主義は、自由権規約9条1項に違反しないこと	16
2	自由権規約9条1項及び入管法52条5項に関する原判決の解釈	17
3	原判決の解釈は我が国の出入国在留管理制度とは相容れない独自の見解であり、入管実務に重大な影響を与えるものであること	18
4	退去強制対象者の収容が自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たらないというためには、当該収容につき、3要件を満たす必要があるとした上で、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者等の収容が恣意的拘禁に当たり、自由権規約9条1項に違反するとする原判決の解釈は誤りであること	19

第3	仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性及び国賠法1条1項の違法性の判断基準	21
1	仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性の判断基準	21
(1)	退去強制手続及び仮放免制度の概要等	21
(2)	仮放免期間の延長申請に対する許否の判断について入国者収容所長等には広範な裁量を与えられていること	30
(3)	仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性の判断基準	30
2	仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての国賠法1条1項の違法性の判断基準	31
(1)	国賠法1条1項の「違法」の意義	31
(2)	仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての国賠法1条1項の違法性の判断基準	32
3	小括	33
第4	本件の事実関係	33
1	一審原告らが収容されていた当時の仮放免運用方針について	33
2	一審原告らが収容されていた当時の東京入管の被収容者に対する診療体制等	34
(1)	東京入管収容場における診療等の体制	34
(2)	東日本センターの診療等の体制	35
3	一審原告デニズの収容、仮放免等の状況	35
(1)	一審原告デニズ収容1につき仮放免が許可されるまでの経緯	35
(2)	一審原告デニズ収容2の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯	36
(3)	一審原告デニズ収容3の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯	38
4	一審原告サファリの収容、仮放免等の状況	41

(1) 一審原告サファリ収容 1 につき仮放免が許可されるまでの経緯.....	41
(2) 一審原告サファリ収容 2 の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯.....	42
(3) 一審原告サファリ収容 3 の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯.....	44
(4) 一審原告サファリ収容 4 の状況及び同収容につき仮放免が許可された経緯.....	47
第 5 東京入管主任審査官が仮放免期間の満了後に一審原告らを再収容し、東日本センター所長が収容を継続したことは、違法なものでなく、国賠法 1 条 1 項の適用上違法であるとはいえないこと.....	50
1 一審原告デニズ収容 3 並びに一審原告サファリ収容 3 及び 4 は違法なものでないこと.....	50
(1) 一審原告デニズ収容 3 は違法なものでないこと.....	50
(2) 一審原告サファリ収容 3 及び 4 は違法なものでないこと.....	55
2 原判決の判示する判断基準によったとしても、一審原告デニズ収容 3 並びに一審原告サファリ収容 3 及び 4 は国賠法上違法なものでないこと.....	61
第 6 結語.....	64

控訴人（以下「一審被告」という。）は、本書面において、控訴の理由を明らかにする。

なお、略語は、本書面において新たに定めるもののほか、原判決の例による（ただし、略語に含まれる「原告」との各記載部分は「一審原告」と改めた上で用いることとする。）。

第1 はじめに

1 事案の概要

本件は、入管法の規定に基づき複数回にわたって入国者収容所等に収容された被控訴人ら（以下「一審原告ら」という。）が、入管法の規定が自由権規約9条1項及び4項に反して無効であり、一審原告デニズにつき3回、同サファリにつき4回の本件各収容がいずれも違法であるなどと主張して、国賠法1条1項又は自由権規約9条5項に基づき、慰謝料及び弁護士費用相当損害金並びにこれらに対する違法行為以後の日である本件各収容の各末日から支払済みまで民法所定の割合（本件各収容のうち一審原告デニズに係るもの及び一審原告サファリ収容1ないし3については平成29年法律第44号による改正前の年5%、一審原告サファリ収容4については同改正後の年3%）による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原判決の判断要旨

原判決は、要旨、次のとおり判示して、本件各収容のうち、一審原告デニズ収容1及び2並びに一審原告サファリ収容1及び2については違法性を認めなかった一方で、一審原告デニズ収容3並びに一審原告サファリ収容3及び4については国賠法上の違法を認め、一審原告デニズ収容3につき50万円の慰謝料と10万円の弁護士費用相当損害金、一審原告サファリ収容3及び4につき各25万円の慰謝料と各5万円の弁護士費用相当損害金並びにこれらに対する各支払済みまで前記1の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、一審原

告らの請求を認容した。

(1) 入管法52条等が自由権規約9条1項に違反するか否かについて

原判決は、要旨、以下のとおり説示して、自由権規約9条1項が禁じる恣意的拘禁とは、出入国管理関係の収容が法律で定められた理由及び手続によっていたとしても、当該収容ごとの個別具体的事情のもとで、合理性、必要性及び比例性のいずれかを満たさない拘禁をいうとの解釈を示した上で、入管法52条5項は、上記恣意的拘禁を許容するものではないから、自由権規約9条1項に違反しないと判断した。

ア 自由権規約9条1項は、その規定内容からして、直接適用が可能であると解され、入管法52条等の規定が自由権規約9条1項に違反する場合には、その効力が否定される（原判決40ページ）。

イ 一般的意見35号を含む自由権規約委員会の一般的意見の内容は、解釈の補足的手段（条約法条約32条）として斟酌すべきものと解され、恣意的拘禁作業部会の審議結果5号が示す収容の正当性に関する判断枠組みも、上記補足的手段として斟酌してよいものと解される。

自由権規約9条1項の用語の通常の意味に従うとともに、一般的意見35号や審議結果5号の内容を斟酌すると、同項が禁じる恣意的拘禁とは、出入国管理関係の収容が法律で定められた理由及び手続によっていたとしても、当該収容ごとの個別具体的事情のもとで、①正当な目的に基づくものであること（合理性）、②当該目的を達成するために収容が必要であり、より負担の少ない措置では当該目的を達し得ないこと（必要性）及び③当該目的を達成する必要性が収容による個人の自由の剥奪という措置の重大性を上回っていること（比例性。収容の必要性が収容による不利益を上回ること）の3要件のいずれかを満たさない拘禁をいうと解される（原判決42及び43ページ。なお、丸囲み数字は、便宜上一審被告が付したものである。以下、前記①ないし③の要件を併せて「3要件」という。）。

ウ 仮に、入管法52条5項が、およそ逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や収容に耐えられない健康状態の者、送還の見込みがない者等の収容を許容していると解される場合には、退去強制手続の制度設計に係る国家の裁量を踏まえたとしても、恣意的拘禁の解釈に照らし許容されず、自由権規約9条1項に違反する（原判決49ページ）。

エ 法律の規定は、可能なかぎり、その上位規範たる憲法ないし条約の精神に則し、これと調和し得るよう合理的に解釈すべきものであるから、法律の規定の表現のみに拘泥して、直ちに入管法52条5項が自由権規約9条1項に違反すると解することはできない。

退去強制手続における入管法の原則と仮放免制度の存在やその内容を、自由権規約9条1項の恣意的拘禁の解釈と調和し得るよう合理的に解釈すると、入管法の規定は、全体として、退去強制手続における収容が、個別具体的事情に照らし、3要件を満たすことを要請しているというべきであるから、入管法52条5項について、自由権規約9条1項に違反し、無効であると解することはできない（原判決49及び50ページ）。

オ 以上のとおり、入管法は、自由権規約9条1項が禁じる恣意的拘禁を許容するものではないから、入管法52条5項は、自由権規約9条1項に違反しない（原判決50及び53ページ）。

(2) 本件各収容が自由権規約9条1項に違反するか否かについて

原判決は、本件各収容が自由権規約9条1項に違反するといえるかは、収容ごとの個別具体的事情に照らして、3要件を満たすかについて検討することになるとの判断枠組みを示すとともに（原判決53ページ）、比例性（③）の要件充足性の検討につき、「収容に耐えられない状況に至っているか否か」が検討されるべきであるとの判断枠組みを示した上で（原判決56ページ等）、一審原告デニズ収容1（平成28年5月15日から令和元年8月2日まで。原判決5ページ）、同2（同月16日から同年10月25日まで。原判決6ペ

ージ)、一審原告サファリ収容1(平成28年6月8日から令和元年7月31日まで。原判決8ページ)及び同2(同年8月14日から同年10月17日まで。原判決9ページ)については、収容の合理性(①)、必要性(②)は相当程度高い上、比例性(③)の要件を欠くとはいえないとして、同項に違反するとはいえないとした。

しかし、一審原告デニズ収容3(令和元年11月7日から令和2年3月24日まで)、一審原告サファリ収容3(令和元年10月31日から令和2年1月7日まで)及び同4(同月21日から同年4月3日まで)については、要旨、以下のとおり説示して、収容の必要性が心身に与える不利益を上回る事情があるとはいえず、比例性(③)の要件を欠くから、自由権規約9条1項及び入管法52条5項に違反すると判断した。

ア 一審原告デニズ収容3の違法性について(原判決57及び58ページ)

一審原告デニズの心身の状態は、一審原告デニズ収容2中に、摂食拒否に由来するとはいえず相当程度悪化していた。そして、一審原告デニズは、一審原告デニズ収容3の前に、^A ██████████ クリニックの医師から、拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられ、しばらくの間治療が必要であるとの診断を受け、また、^B ██████████ 診療所の医師からは、心因反応、抑うつ状態疑い、PTSD疑い、胃炎、十二指腸潰瘍疑い並びに腰痛症及び左足筋肉痛の診断を受け、再収容は避けなければならない旨の意見が示されている。

以上によれば、一審原告デニズ収容3の収容当初の一審原告デニズの心身の状態は、仮放免を経ても、悪化した状態が改善せず、医師が収容を避けるべきとの意見を付す程度に至っていた一方で、一審原告デニズ収容3の収容の合理性が認められ、その必要性が高かったことは同収容1及び2と同様であると解されるものの、一審原告デニズについて逃亡や違法な在留活動のおそれを推認させる具体的な事情は直近に見当たらない。

したがって、一審原告デニズ收容3については、全期間を通じて、收容の必要性が一審原告デニズの心身の状態に与える不利益を上回る事情があるとはいえず、比例性(③)の要件を充足しないから、自由権規約9条1項が禁じ、入管法の解釈上も許容されない恣意的拘禁に当たる。

イ 一審原告サファリ收容3の違法性について(原判決61及び62ページ)

一審原告サファリは、一審原告サファリ收容3の前に、^B■■■■診療所の医師から、收容に起因する心因反応、胃炎等の診断を受けたほか、一審原告サファリ收容2の前に抑うつ状態の診断をした^A■■■■クリニックの医師から、うつ病の診断を受けていた。收容当日に一審原告サファリを診察した東日本センターの医師からは、收容に耐えられない状態にあるとの診断はないが、表情に活気が乏しいことが指摘された。以上によれば、一審原告サファリの心身の状態は、継続的に診察を受けている医師からうつ病の診断を受ける程度に悪化しており、度重なる收容によるストレス等は看過できない状態に至っていた。

一方で、一審原告サファリ收容3の收容の合理性(①)が認められ、その必要性(②)も高かったと解されるものの、一審原告サファリについて逃亡又は違法な在留活動の具体的なおそれを推認させる事情は直近には見当たらない。

したがって、一審原告サファリ收容3は、全期間を通じて、收容の必要性が一審原告サファリの心身の状態に与える不利益を上回る事情があるとはいえず、比例性(③)の要件を充足しないから、自由権規約9条1項が禁じ、入管法の解釈上も許容されない恣意的拘禁に当たる。

ウ 一審原告サファリ收容4について(原判決62及び63ページ)

一審原告サファリの心身の状態は、一審原告サファリ收容3の当初から相当程度悪化していたところ、仮放免を経てもなお、改善しないまま、^A■■■■クリニックの医師から、再度のうつ病の診断を受ける等、顕著に悪

化していた。

一審原告サファリ収容4は、収容の合理性(①)が認められ、その必要性(②)が高かったものの、一審原告サファリの心身の状態に照らせば、全期間を通じて、収容の必要性が一審原告サファリの心身の状態に与える不利益を上回る事情があるとはいえず、比例性(③)の要件を充足しないから、自由権規約9条1項が禁じ、入管法の解釈上も許容されない恣意的拘禁に当たる。

(3) 本件各収容の国賠法上の違法性について(原判決63及び64ページ)

入管法52条5項は、比例性(③)の要件を満たさない収容を禁じているところ、前記(2)アないしウの各収容の当時、入管法に収容の要件が明定されておらず、入管法が自由権規約に違反するとの解釈が国内的に一般的なものではなかったなど一審被告が主張する事情を考慮しても、退去強制手続において、退去強制対象者の該当性を認定し、退去強制令書の発付や仮放免の手続等の職務を担う主任審査官としては、その職務上、少なくとも健康状態の悪化により収容に耐えられない状況にある者を収容してはならないという注意義務を負っていると解すべきである。このことは、一審被告が上記各収容の当時に依拠していた仮放免運用方針が、収容に耐え難い心身の状況にある場合には収容を継続しないことを前提としていると解されることからもうかがえる。

しかるところ、前記(2)アないしウの各収容の当時、一審原告らの健康状態は顕著に悪化し、収容に耐え難い状況に至っていたところ、東京入管主任審査官は、上記各収容に先立って、その都度、一審原告らと面接し健康状態の聴取等をしたものの、一審原告らの心身の状態を適切に把握しないまま、仮放免期間が満了したとして、漫然と本件一審原告デニズ退令及び本件一審原告サファリ退令を執行させたのであり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものといえ、このことにつき過失があったといわざるを得ない。

以上のとおり、本件各収容のうち、被告による一審原告デニズ収容 3 並びに一審原告サファリ収容 3 及び 4 は、国賠法 1 条 1 項の適用上違法である。

3 控訴理由の骨子

(1) 自由権規約 9 条 1 項及び入管法 5 2 条 5 項に関する原判決の解釈は誤りであること（後記第 2）

ア 入管法の規定による原則収容主義は、自由権規約 9 条 1 項に違反しないこと

国際慣習法上、外国人の入国及び在留の許否は、特段の条約等がない限り、国家が自由に決定することができるものとされ、我が国は、入管法により、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応している活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないとする在留資格制度を定めるほか、退去強制をするに当たっては原則として身柄を収容し（原則収容主義）、例外的に身柄の解放を認めるという制度をとっている。

自由権規約の規定も前記国際慣習法を踏まえており、自由権規約 9 条 1 項の規定が締約国等において保護されるべきものと定める権利、利益は、我が国の裁判例においては、前記のような入管法に基づく出入国在留管理制度の枠内において保護されるものと解されると判示されており、入管法の規定による原則収容主義は、自由権規約 9 条 1 項に違反しない。

イ 自由権規約 9 条 1 項及び入管法 5 2 条 5 項に関する原判決の解釈

原判決は、自由権規約 9 条 1 項が禁ずる恣意的拘禁とは、合理性、必要性及び比例性の 3 要件のいずれかを満たさない拘禁をいうとした上で、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や送還の見込みがない者を入管法 5 2 条 5 項に基づき収容することは、当然に自由権規約 9 条 1 項の禁ずる恣意的拘禁に当たり、同項に違反するものであるとの解釈を採っている。

ウ 原判決の解釈は我が国の出入国在留管理制度とは相容れない独自の見解

であり、入管実務にも重大な影響を与えるものであること

原判決は、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や送還の見込みがない者の収容は、恣意的拘禁の解釈に照らし許されず、当然に自由権規約9条1項に違反する旨の解釈を採っている。

しかし、かかる解釈は、在留資格制度を採用し、退去強制手続において、原則収容主義を採用している我が国の出入国在留管理制度と相容れず、自由権規約の規定が締約国等において保護されるべきものと定める権利、利益が、我が国の裁判例においては、入管法に基づく出入国在留管理制度の枠内において保護されるものと解されると判示されていることとも整合しない。

我が国の裁判例においては、収容を含めた退去強制制度が自由権規約9条1項に違反しない旨が繰り返し判示され、原判決の解釈は独自の見解というべきものである。上記解釈は、入管実務に重大な影響を与え、我が国における出入国在留管理制度自体を揺るがすものである。

エ 退去強制対象者の収容が自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たらないというためには、当該収容につき、3要件を満たす必要があるとした上で、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者等の収容が恣意的拘禁に当たり、自由権規約9条1項に違反するとする原判決の解釈は誤りであること

原判決の上記解釈は、我が国の出入国在留管理制度とは相容れない。自由権規約の締約国に対して法的拘束力を有するのは、飽くまでも自由権規約の条文であるところ、上記解釈を導く明文の規定がないにもかかわらず、法的拘束力を有しない自由権規約委員会の一般的意見35号及び恣意的拘禁作業部会の審議結果5号を解釈の補足的手段（条約法条約32条）として斟酌することにより、我が国の出入国在留管理制度と相容れない解釈を採用することは、相当ではない。

(2) 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性及び国賠法1

条1項の違法性の判断基準（後記第3）

入管法の下における仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国在留管理制度の下、本来、本邦における在留活動が許されない者について、特別の事情が存する場合に例外的に認められる措置であって、入管法が仮放免許可の要件について何ら具体的な定めを置いていないことを併せ考えると、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断については、入国者収容所長等（引用者注：入国者収容所長又は主任審査官。本件では入国者収容所東日本入国管理センター所長（以下「東日本センター所長」という。）及び東京入管主任審査官）に広範な裁量を与えられているといえる。

そうすると、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が違法となるのは、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限られるというべきである。

そして、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請について不許可の判断をした入国者収容所長等の判断について、国賠法1条1項の適用上違法であると認められるためには、申請者が既に退去強制令書を発付され、本来、本邦における在留活動が許されない者であることを前提に、当時の具体的な状況に照らし、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不許可の判断をしたと認め得るような事情が認められる必要があるというべきであり、少なくとも、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が違法となる場合、すなわち、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合でなければ、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不許可の判断をしたと認め得るような事情が認められるとはいえないというべきである。

(3) 本件の実事関係においては、一審原告デニズ収容3並びに一審原告サファ

リ収容3及び4は違法なものではなく、国賠法1条1項の適用上違法である
とはいえないこと（後記第4及び第5）

ア 本件についてみると、一審原告デニズは、収容の必要性が高かったことが明らかであるのみならず、十分な診療体制が整った東日本センターにおいて、その症状に対して適切な治療を受けており、庁内診療を担当したいずれの医師からも収容に耐えられない旨の所見が示されなかったのであり、これらの事情の下では、一審原告デニズ収容3については、その収容当初から相当性があったことは明らかである。

よって、一審原告デニズ収容3について、全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められないから、当該収容は違法なものではなく、そうである以上、国賠法1条1項の適用上の違法も認められない。

イ 一審原告サファリも、収容の必要性が高かったことが明らかであるのみならず、十分な診療体制が整った東日本センターにおいて、その症状に対して適切な治療を受けており、一審原告サファリ収容4が開始した後約2か月が経過しようとする令和2年3月19日（同収容に係る仮放免の約2週間前）まで、庁内診療を担当したいずれの医師からも、収容に耐えられない旨の所見が示されなかったのであって、これらの事情の下では、一審原告サファリ収容3及び4については、その収容当初からいずれも相当性があったことは明らかである。

よって、一審原告サファリ収容3及び4について、全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められないから、これらの収容は違法なものではなく、そうである以上、国賠法1条1項の適用上の違法も認められない。

ウ 加えて、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断

については、入国者収容所長等に広範な裁量を与えられており、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が違法となるのは、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限られる旨の判断はこれまでの裁判例で数多く示されてきたものであって、入国者収容所長等が、原判決が示す判断枠組みに従わずに判断したからといって、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものではない。

第2 自由権規約9条1項及び入管法52条5項に関する原判決の解釈は誤りであること

- 1 入管法の規定による原則收容主義は、自由権規約9条1項に違反しないこと
 - (1) 国際慣習法上、外国人の入国及び在留の許否は、特段の条約等がない限り、国家が自由に決定することができるものと考えられ、また、我が国の憲法上も、外国人が入国する権利や引き続き在留する権利を保障する規定は存在しないことからすれば、上記国際慣習法とその考えを同じくするものと考えられる（最高裁昭和53年10月4日大法院判決・民集32巻7号1223ページ）。自由権規約は、上記のような国際慣習法上の原則を排斥する旨を規定しておらず（むしろ、自由権規約13条は、外国人に対して法律に基づく退去強制手続を採ることを容認している。）、これを前提とするものと解され、自由権規約9条1項の規定が締約国等において保護されるべきものと定める権利、利益は、我が国の裁判例においては、入管法に基づく出入国在留管理制度の枠内においてのみ保護されるにとどまるものと解されると判示されている。具体的には、東京地裁令和2年3月5日判決・判例秘書登載その他多数の裁判例において繰り返し判示されており、原判決も同様の判示をしている（原判決48及び49ページ）。

(2) 我が国においては、後記第3の1(1)のとおり、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないとする在留資格制度を定め、退去強制手続においては、送還のために身柄を確保するのみならず、在留活動を禁止するため、原則として、退去強制事由該当者を送還までの間収容することとし、例外として、請求又は職権により、身柄を収容するとかえって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等、特段の事情がある場合において、一定の条件を付した上で一時的に身柄の解放を認める(仮放免)こととされている。

(3) 前記(1)のとおり、自由権規約9条1項の規定が締約国等において保護されるべきものと定める権利、利益は、我が国の裁判例においては、入管法に基づく出入国在留管理制度の枠内において保護されるものと解されると判示されているのであって、入管法の規定に基づき、原則として、退去強制令書を執行して収容すること(原則収容主義)は、自由権規約9条1項に違反しないというべきである(東京地裁令和2年10月6日判決・判例秘書登載、東京地裁令和3年2月12日判決・判例秘書登載等参照)。本件においては、まずもってこのことを念頭に置く必要がある。

2 自由権規約9条1項及び入管法52条5項に関する原判決の解釈

原判決は、自由権規約9条1項が禁じる恣意的拘禁の意義について、自由権規約委員会的一般的意見35号及び恣意的拘禁作業部会の審議結果5号を解釈の補足的な手段(条約法条約32条)として斟酌して、恣意的拘禁とは、合理性、必要性及び比例性の3要件のいずれかを満たさない拘禁をいうとした(原判決42及び43ページ)。その上で、原判決は、入管法52条5項が自由権規約9条1項に違反して無効であるとはいえない(原判決50及び53ページ)としながら、入管法52条5項につき、「仮に、同項が、およそ逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や(中略)送還の見込みがない者等の収容を許容して

いると解される場合には、退去強制手続の制度設計に係る国家の裁量を踏まえたとしても（中略）自由権規約9条1項に違反する」と説示しており（原判決49ページ）、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者等を入管法52条5項に基づき収容することは、自由権規約9条1項の禁ずる恣意的拘禁に当たり、同項に違反するものであるとの解釈を採っている。

3 原判決の解釈は我が国の出入国在留管理制度とは相容れない独自の見解であり、入管実務に重大な影響を与えるものであること

(1) 前記1(2)のとおり、我が国は在留資格制度を定めており、退去強制手続においては、送還のために身柄を確保するのみならず、在留活動を禁止するため、原則として、退去強制事由該当者を送還までの間収容することとした上で、特段の事情がある場合において、一定の条件を付した上で一時的に身柄の解放を認める（仮放免）こととしている。

(2) 原判決は、「在留活動の禁止という目的を達するためには、収容を原則とすることは必要不可欠な手段である」としながら（原判決48ページ）、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や送還の見込みがない者の収容は、恣意的拘禁の解釈に照らし許容されず、当然に自由権規約9条1項に違反する旨の解釈を採っている（原判決49ページ）。原判決の解釈は、原則収容主義を定める退去強制制度と相容れないだけでなく、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないとする在留資格制度とも相容れないものである。また、上記解釈は、前記1(1)のとおり、自由権規約9条1項の規定が締約国等において保護されるべきものと定める権利、利益が、我が国の裁判例においては、入管法に基づく出入国在留管理制度の枠内において保護されるものであると解されると判示されていることとも整合しないものである。

(3) 前記1(3)のとおり、我が国の裁判例においては、収容を含めた退去強制制度が自由権規約9条1項に違反しない旨が繰り返し判示されており、自由権

規約9条1項及び入管法52条5項について、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者等の収容が恣意的拘禁として許容されないなどという解釈を採用した裁判例は見当たらず、原判決の解釈は特異な独自の見解というべきものである。

原判決の解釈によれば、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者等を入管法52条5項に基づき収容することは、自由権規約9条1項の禁ずる恣意的拘禁として当然に許容されないこととなるのであって、上記解釈は、入管実務に重大な影響を与え、我が国の出入国在留管理制度自体を揺るがすものといわざるを得ない。

4 退去強制対象者の収容が自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たらないというためには、当該収容につき、3要件を満たす必要があるとした上で、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者等の収容が恣意的拘禁に当たり、自由権規約9条1項に違反するとする原判決の解釈は誤りであること

(1) 自由権規約の締約国に対して法的拘束力を有するのは、飽くまでも自由権規約の条文であるところ、一審被告の原審答弁書第2の5(2)ア(22ページ)のとおり、自由権規約9条1項には、恣意的拘禁に当たらないためには3要件を要するとの解釈を導く明文の規定は見当たらない。

(2) 3要件につき述べているのは、自由権規約委員会の一般的意見35号及び恣意的拘禁作業部会の審議結果5号であるところ、一審被告の原審答弁書第5の3(3)ア及びイ(53ページ)のとおり、自由権規約委員会は、自由権規約締結国の規約の履行状況に関する報告を検討する機関であり、適当と認める一般的意見を締約国等に送付することができるが、その意見は、締約国に対して法的拘束力を持つものではない。また、恣意的拘禁作業部会は、国連人権委員会の決議に基づき設置された国連人権理事会の特別手続の一つであり、恣意的な拘禁又は国際基準に矛盾した拘禁事例の調査を任務とするが、個人の資格でその任務を果たすものであり、その意見は、国連又はその機関

である国連人権理事会としての見解ではなく、専門家グループの見解として公表されるものであって、国連加盟国に対して何ら法的な拘束力を有するものではない。一審被告の原審準備書面(4)第1の1(1)(4及び5ページ)のとおり、自由権規約委員会の一般的意見は、条約とは異なり、各国の締結の対象となるものではなく、自由権規約は、締約国が委員会の意見に拘束されることまでを規定していない。このことは、広島高裁令和2年10月26日決定(判例秘書登載)、東京高裁令和2年10月20日判決(判例秘書登載)のほか、多くの裁判例が判示しているところである。

- (3) 原判決は、前記2のとおり、自由権規約委員会の一般的意見35号及び恣意的拘禁作業部会の審議結果5号を「解釈の補足的手段(条約法条約32条)」として斟酌して、自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たらないためには3要件を満たす必要があるとした上で、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や送還の見込みがない者の収容が当然に恣意的拘禁に当たり、同項に違反するとの解釈を採っている。

しかしながら、原判決の上記解釈は、前記3のとおり、我が国の出入国在留管理制度とは相容れないものである。前記(1)のとおり、締約国に対して法的拘束力を有するのは、飽くまでも自由権規約の条文であるところ、原判決の上記解釈を導く明文の規定はない。そもそも、条約法条約において、条約の解釈はまず31条の一般的な規則を適用して行われるものであり、32条は「前条(注：31条)の規定の適用により得られた意味を確認するため」又は「(a)前条の規定による解釈によつては意味があいまい又は不明確である場合」若しくは「(b)前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」における意味を決定するため、という限定的な場面において依拠することができるものである。原判決では、「恣意的拘禁」の解釈について、自由権規約9条の「定め方及びその内容からすれば」、恣意的拘禁とは「より広い意味内容を含んでいると解するのが、条約

の一般的解釈規則に沿うというべき」としているが、条約法条約 3 1 条は「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従った解釈を定めており、原判決の解釈はこれに即していない。

その上、原判決は、一義的に検討すべき条約法条約 3 1 条が定める文脈や考慮事項を検討しないまま、一般的意見等につき「解釈の補足的な手段（条約法条約 3 2 条）」として斟酌するとしながら、条約法条約 3 2 条が念頭に置くいかなる場合（要件）に該当するから同条により補足的な手段として斟酌するのかを何ら明らかにできておらず、この点にも照らし、その判断は承服し難い。

したがって、原判決が、自由権規約委員会の一般的意見 3 5 号及び恣意的拘禁作業部会の審議結果 5 号を「解釈の補足的な手段（条約法条約 3 2 条）」として斟酌することによって、我が国の出入国在留管理制度と相容れない前記解釈を採用することは、相当でない。

第 3 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性及び国賠法 1

条 1 項の違法性の判断基準

1 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性の判断基準

(1) 退去強制手続及び仮放免制度の概要等

ア 退去強制手続の概要

入管法 2 4 条は、「次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。」として、一定の外国人を所定の手続に従って本邦から退去強制することができる旨規定している。

入国警備官は、入管法 2 4 条各号の一に該当すると思料する外国人（容疑者）があれば、これについて違反調査をした上、退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により当該容疑者を収容

することができ、容疑者を収容したときは、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない(入管法27条、39条、44条)。

容疑者の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者(入管法24条各号のいずれかに該当し、かつ、入管法24条の3所定の出国命令対象者に該当しない外国人)に該当するかどうかを速やかに審査の上、認定しなければならない(入管法45条)。そして、入国審査官が、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、当該容疑者が、当該認定に服さず(容疑事実は認めるが、在留特別許可を求める場合を含む。)、口頭審理を請求したときは、特別審理官が口頭審理を行い、入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定しなければならない(入管法47条3項及び4項、48条)。

さらに、特別審理官が、入国審査官の認定に誤りがないと判定した場合において、当該容疑者がこの判定に服さず異議を申し出たときは、法務大臣等は、その異議の申出に理由があるか否かを裁決し、その結果を主任審査官に通知するものとされている(入管法48条8項、49条、69条の2、入管法施行規則61条の2)。

この一連の退去強制手続において、当該容疑者が入管法24条各号のいずれかに該当するとの入国審査官の認定若しくは特別審理官の判定に服したとき、又は異議の申出に理由がない旨の裁決の通知を法務大臣等から受けたときには、主任審査官は、当該容疑者に対する退去強制令書を発付しなければならない(入管法47条5項、48条9項、49条6項)。

そして、入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に送還することとなるが(入管法52条)、直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を収容することができる(同条5項)。

イ 退去強制令書発付処分による収容の意義及び内容

(ア) a 前記アの一連の退去強制手続は、容疑者の身柄を拘束して行うのが原則である(收容前置主義・原則收容主義。入管法39条1項、41条1項、52条5項。神戸地裁昭和51年7月9日決定・訟務月報22巻8号1978ページ、東京高裁昭和51年10月5日決定・訟務月報22巻10号2432ページ、東京地裁昭和51年9月27日判決・訟務月報23巻2号359ページ、東京地裁昭和51年12月13日判決・訟務月報22巻13号2955ページ)。

b すなわち、入管法は、速やかに本邦から出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが確実と見込まれる外国人のうち一定の要件を満たす者については、退去強制事由があっても、出国命令対象者として扱い、收容せずに出国させる制度を設けている(入管法24条の3、55条の2、55条の3)。一方、このような出国命令対象者に当たらない容疑者については、入管法が「入国審査官は、審査の結果、容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。」(入管法47条1項)、「特別審理官は、口頭審理の結果、前条第3項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。)は、直ちにその者を放免しなければならない。」(入管法48条6項)、「主任審査官は、法務大臣から異議の申出(容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。)が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。」(入管法49条4項)と定めているとおり、容疑者が入管法24条各号のいずれにも該当しないと判断されて放免されるまでは收容されていることが当然の前提とされている。

このことは、㊦入管法63条1項が「退去強制対象者に該当する外

国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第5章(第2節並びに第52条及び第53条を除く。)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。」と規定し、同規定に該当して身柄が拘束されている者を除く容疑者は、全て収容されていることを前提としていると読めること、④入管法は、入国警備官が容疑者を収容しないで違反事件を入国審査官に引き継ぐ場合の手続規定を設けていないこと、⑤特別審理官による口頭審理は、その性質上、容疑者の出頭を前提として行われるものであり、容疑者が収容されていないことを前提とした出頭手続を設けていないことからもうかがわれる(坂中英徳ほか「出入国管理及び難民認定法 逐条解説 改訂第4版」(以下「入管法逐条解説」という。) 638ないし640ページ)。

- (イ) a また、退去強制手続における収容の目的は、第1に、送還のために身柄を確保するという点にあるが、これに限定されるものではなく、第2に、退去強制事由該当者であるにもかかわらず、身柄を収容せず¹に在留活動を事実上許容することが、在留資格制度のびん乱につながるため、在留活動を禁止するという点にもある。
- b 前記の二つの目的のうち、後者の目的についてふえんするに、入管法は、外国人の入国及び在留管理の基本となる制度として在留資格制度を採用している。在留資格制度とは、外国人が本邦に入国し在留して特定の活動を行うことができる法的地位又は特定の身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる法的資格として「在留資格」を定め、外国人の本邦において行おうとする活動が、在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととして、この在留資格を中心に外国人の入国及

び在留の管理を行うものである(入管法2条の2、19条1項。入管法逐条解説57ないし59ページ)。

そして、退去強制は、国家が自国にとって好ましくないと認める外国人を強制力をもって国外に排除する作用であるから、国家の有する主権の本質的な一作用として高度な公益性を有するものである。このような作用を有する收容令書又は退去強制令書を発付したにもかかわらず、当該容疑者を收容しないことは、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることとなり、背理であるから、收容の目的の一つに在留活動の禁止が含まれることは、自明の理である。

- c このように、收容の目的の一つに在留活動の禁止があることは、前記(ア) a の各裁判例(前掲神戸地裁昭和51年7月9日決定、前掲東京高裁昭和51年10月5日決定、前掲東京地裁昭和51年12月13日判決)においても判示されているほか、最近の裁判例においても、大阪地裁平成28年9月9日判決(乙A1)が、「入管法は、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととしており(2条の2、19条1項)、このような在留資格制度を採用している以上、退去強制事由に該当するとして退去強制令書の発付を受けた者は、本邦において就労を含む在留活動の一切を行うことができないというべきであり、「入管法は、退去強制令書の発付を受けて收容されている者については、送還が可能となるまでの間、その身柄を收容することを原則としており、仮放免は、上記の原則に対する例外的措置として一時的に身柄の解放を認める制度であって、本邦での在留活動を認める制度ではない。」と判示しているところである。

また、東京高裁平成30年5月8日判決(乙A2)も、「入管法は、退去強制手続において、退去強制令書の発付を受けて收容されている者

については、送還が可能となるまでの間、その身柄を收容することを原則とし、仮放免の許可は、收容の原則に対する例外的措置であり、仮放免の許可をするか否かの判断は、入国者收容所長等の広範な裁量に委ねられていると解すべきこと、入管法は、退去強制令書の発付を受けた者について、送還が可能となるまでの間、その者が本邦において在留活動を行うことをおよそ予定しておらず、退去強制手続における收容の目的には、送還のための身柄確保のみならず、在留活動の禁止を担保することも含まれていると解すべきことは、前記引用された原判決が説示するとおりである。」と判示した。

d そして、前記のような在留活動の禁止は、退去強制令書の執行による收容が継続されることによって達成される性質のものであるから、入管法は、同收容により、被收容者の移動の自由が制限され、それに伴って精神的苦痛等の一定の不利益が生ずることを当然に予定しているというべきであり、全ての外国人が在留資格を有して在留することを予定した我が国の在留資格制度の下では、退去強制令書の執行により收容された外国人に自由な活動が保障されないという事態もやむを得ないというべきである。

(ウ) a 他方、退去強制令書に基づく被收容者に対しては、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられるべきものであり(入管法61条の7第1項)、処遇内容を定めた入管法61条の7第2項ないし第5項並びに第6項に基づいて定められた被收容者処遇規則(以下「処遇規則」という。なお、令和5年改正後入管法の施行に伴い、処遇規則は廃止されている。)の規定を見ても、その処遇の内容は、上記の趣旨に従ったものとなっている。

b すなわち、平成28年5月から平成29年2月にかけて、一審原告らが收容されていた東京入管收容場においては、1日に6時間(午前9

時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分まで)各居室が開放され、この間、被収容者は、ホールを同じくする居室を自由に往来でき、また、シャワー、洗濯機及び乾燥機の利用が認められている。外部への電話については、上記開放時間中、ホールに設置してある国際・国内兼用電話機(プリペイドカード方式)が利用できるほか、隔日午後5時から午後7時(2時間)、又は午後7時10分から午後8時30分(1時間20分)の間は、居室ごとに電話子機が貸与され、開放時間中と同様に国際・国内通話が可能である。各居室にはテレビが設置されており、被収容者は、午前9時から午後10時まで自由に放送局を選局して視聴できるほか、読書も居室等において自由にできるようになっている。運動については、土・日曜日を含め、毎日2時間ないし3時間30分の戸外運動の機会が与えられている。

同様に、平成28年10月から令和2年4月にかけて、一審原告らが収容されていた東日本センターにおいても、1日に5時間50分ないし6時間30分、各居室が開放され、この間、被収容者は、ホールを同じくする居室を自由に往来でき、また、ホール内では卓球等の軽スポーツができるようになっており、洗濯室に設置された洗濯機及び乾燥機を利用し洗濯を自由に行うことができる。各居室にはテレビが設置されており、被収容者は、午前7時から午後10時まで自由に放送局又はビデオチャンネルを選局して視聴できるほか、読書も居室等において自由にできる。入浴については、被収容者は、毎日、居室を開放している時間帯であれば、温水シャワーを自由に使用できる(ただし、原告らの収容期間中において、午後1時から同4時40分までを温水シャワー、午前中の居室を開放している時間帯を冷水シャワーとしている期間もあった。)。運動については、前述のとおり、ホール内において卓球等の軽スポーツができるほか、土・日曜日及び祝祭日を

含む毎日1回、各人につき約50分（連行時間を含む。ただし、一審原告らの収容期間中において、運動時間を約40分としている期間もあった。）の戸外運動の機会が与えられている。

また、東京入管収容場及び東日本センターを含め、被収容者は、収容場等の居室内において朝及び夜に点呼の必要がある場合を除き、着座していなければならない等の規則はなく、横臥していることも自由である。被収容者が居室内でストレッチ体操などの運動をすることについても制限はなく、自ら軽い運動を行うことも自由にできる。所定の手続を経れば、被収容者は、菓子類・清涼飲料水等の飲食物を購入して居室に持ち込んで飲食することも可能であり（処遇規則35条、36条参照）、当然のことながら、被収容者相互間の会話も自由に行うことが許されている。

さらに、被収容者には、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、家族等との面会も許可されるほか（処遇規則34条1項）、収容所等の保安上支障があると認めるものを除き通信文の発受（処遇規則37条）等の権利が認められているから、被収容者は、これらの権利を行使して、家族等と面会したり、電話、手紙等で連絡を取ったりすることも可能である。

加えて、被収容者の衛生、医療についても、収容所等の清掃及び消毒が励行され、食器及び寝具等は充分清潔が保持されており（処遇規則29条）、必要な薬品が常備され、急病人の発生等の場合に応急の措置が行われるほか、り病又は負傷した被収容者に医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置が講じられる（処遇規則30条）。

- c 以上のとおり、退去強制令書の執行による収容においても、被収容者には、できる限りの自由が与えられるべきこととされており、収容による制約は、可能な限り抑制され、健康についても十分配慮されて

いる。

ウ 仮放免制度

(ア) 前記イ(ア)のとおり、退去強制手続は、容疑者の身柄を収容して行うのが原則であるが、その例外的措置として、入管法54条2項は、「入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書（以下「収容令書等」という。）の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、（中略）その者を仮放免することができる。」と定めている。

この仮放免の制度は、収容令書等の発付を受けて収容されている者に關し、自費出国又はその準備や病氣治療等のため、身柄を収容するとかえって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等、特段の事情がある場合において、入国者収容所長等が、300万円を超えない範囲内で保証金を納付させるなどし、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務、その他必要と認める条件を付して在留活動を制限し、期限を設けるなど一定の条件を付した上で一時的に身柄の解放を認めるものである。

(イ) 仮放免の期間については、収容令書と退去強制令書のいずれの発付を受けて収容されているかによって取扱いを異にしていたものであるが、退去強制令書については、原則として、1か月以内とされ、期間の末日は休祝日を避け、かつ、終期は時刻をもって表示しなければならないとされ、病氣治療等のため長期間の仮放免を必要とする場合は、3か月以内の期間を定めることもできるものとされていた（仮放免取扱要領19条1項及び3項。乙A12）。

また、入国者収容所長等は、入管法に明文の定めはなかったものの、仮放免取扱要領に基づき、被仮放免者から仮放免期間の延長許可の申請

があった場合、出頭した被仮放免者から、その生活状況を聴取し、又は生計に係る疎明資料の提出を求めるなどして、被仮放免者の仮放免継続の必要性を確認した結果を考慮し、前記(ア)の特段の事情が継続して存在する場合には、仮放免の期間を延長することができるものと解されていた（仮放免取扱要領23条。乙A12）。

なお、仮放免の期間の延長は、令和5年法律第56号による入管法の改正により、同改正後の入管法54条5項及び6項に規定された。

(2) 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断について入国者収容所長等には
広範な裁量を与えられていること

ア 前記(1)のとおり、入管法の下における仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国在留管理制度の下、本来、本邦における在留活動が許されない者について、特別の事情が存する場合に例外的に認められる措置であって、入管法が仮放免許可の要件について何ら具体的な定めを置いていないことを併せ考えると、仮放免の許否の判断については、入国者収容所長等に前記の目的地的見地からすると広範な裁量を与えられているといえる。

イ そして、入管法54条2項が規定する仮放免許可に際して付することのできる「必要と認める条件」には、仮放免の期間も含まれるところ、仮放免の期間は、収容を停止するという行政行為の効果に期限を付し、その効果を時間的に制限するものであり、期限の到来によって、収容の停止という効果が失われることとなる。

そうすると、仮放免期間の延長は、収容の停止という効果を継続させる行為といえるから、仮放免期間の延長申請に対する許否の判断においても、前記アの仮放免の許否の判断と同様に、入国者収容所長等に広範な裁量を与えられているといえる。

(3) 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性の判断基準

ア 以上によると、仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が違法となる

のは、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限られるというべきである。

イ なお、入国者収容所長等の仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否についての判断が違法となる場合につき、前記アの一審被告の主張と同旨の判示をした裁判例としては、例えば以下のものが挙げられ、一審被告の主張する前記アの判断基準は、多くの裁判例に裏付けられたものである（原判決が用いた判断基準は、他の裁判例が採用していない独自の見解によるものといわざるを得ない。）。

- (ア) 前掲東京地裁令和3年2月12日判決
- (イ) 前掲東京地裁令和2年10月6日判決
- (ウ) 前掲東京地裁令和2年3月5日判決
- (エ) 前掲東京高裁平成30年5月8日判決（乙A2）
- (オ) 東京地裁平成30年3月20日判決（公刊物未登載、乙A13）
- (カ) 東京地裁平成30年6月14日判決（公刊物未登載、乙A14）
- (キ) 東京地裁平成19年5月18日判決（判例秘書登載）
- (ク) 前掲東京地裁昭和51年9月27日判決
- (ケ) 前掲東京地裁昭和51年12月13日判決

2 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての国賠法1条1項の違法性の判断基準

(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいうところ（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集

59巻7号2087ページ、最高裁平成20年4月15日第三小法廷判決・民集62巻5号1005ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711ページ等)、その「違法」を判断するに当たっては、公権力の行使に当たる公務員の職務行為時を基準として、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるといふべきである(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ、最高裁令和5年10月26日第一小法廷判決・集民270号215ページ等)。

(2) 仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての国賠法1条1項の違法性の判断基準

前記1(3)アのとおり、仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が違法となるのは、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限られるといふべきであるが、かかる申請について不許可の判断をした入国者収容所長等の判断について、国賠法1条1項の適用上違法と認められるためには、申請者が既に退去強制令書を発付され、本来、本邦における在留活動が許されない者であることを前提に、当時の具体的な状況に照らし、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情が認められる必要があるといふべきであり、少なくとも、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が違法となる場合、すなわち、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したのと認められる場合でなければ、職務上通常尽くすべき注

意義務を尽くすことなく漫然と不許可の判断をしたと認め得るような事情が認められるとはいえないというべきである。

3 小括

仮放免期間の延長申請に対する許否の判断についての違法性及び国賠法1条1項の違法性の各判断基準は、以上のとおりと解するのが相当である。

第4 本件の事実関係

原判決には、本件各収容に係る仮放免に至る経緯や再収容以降の医療的措置を含む処遇の状況等につき、重要な事実関係の認定又は評価を看過した誤りがあることから、以下において、御庁の審理判断において検討されるべき本件の事実関係について、是正されるべき原判決の判断に係る重要な事項にできるだけ限定しつつ、改めて整理・補充する。

なお、原判決が認定又は評価を看過した事実及び当審において補充する事実関係のうち特に重要な点については、便宜上、下線を付す。

1 一審原告らが収容されていた当時の仮放免運用方針について

(1) 本件各収容中における仮放免許可については、法務省入国管理局長が発した平成30年2月28日付け「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について(指示)」で示された次の方針(以下「仮放免運用方針」という。)に従い、仮放免の適切かつ厳格な運用に努めつつ、判断していた(乙A15)。

(2) 仮放免運用方針では、「仮放免を許可することが適当とは認められない者」として、八つの類型(①殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるような反社会的で重大な罪により罰せられた者、②犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者、③社会生活適応困難者(DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者など)、④出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認め

られる者、⑤仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再收容された者、⑥難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者、⑦退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、明らかに難民とは認められない理由で難民認定申請を繰り返す者、⑧仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再收容された者)を掲げ、送還の見込みが立たない者であっても收容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで收容を継続し送還に努めるものとされていた。そして、特に上記①ないし④に該当する場合には、「重度の疾病等よほどの事情がない限り、收容を継続する」との方針が掲げられた。

2 一審原告らが收容されていた当時の東京入管の被收容者に対する診療体制等

(1) 東京入管收容場における診療等の体制

平成28年5月から平成29年2月までにかけて、一審原告らが收容されていた東京入管收容場では、非常勤医師が週3日庁内での診療を実施し、看護師2名も常駐しており、入所から30日を超えて收容が継続している被收容者のうち、希望する者に対しては胸部エックス線検査を実施していたほか、被收容者から庁内診療を受けたい旨の申出があったとき、東京入管の職員が收容場内の動しょう等において被收容者の異常を発見したときには、被收容者から症状を詳細に聴取して、庁内診療で対応可能な傷病と判断すれば、被收容者申出書を記載、提出させ、直近の庁内診療を受診させ適切な治療(処置・投薬処方)を実施していた。

また、庁内診療により、歯科受診指示があった被收容者については、週1日を定期歯科診療日とし、外部から歯科医師及び歯科衛生士を招へいして、歯科診療を実施していたほか、医師がより精密な検査や専門的な治療が必要と判断したり、緊急を要すると判断すれば、外部の病院へ連行し受診させることもあり、その際の費用は、原則、国が負担していた。

なお、特に急を要する症状と判断した場合や東京入管において病院まで連

行しては症状を悪化させるおそれがあると判断した場合には、救急車両の出動を要請し、緊急搬送をしていた。

(2) 東日本センターの診療等の体制

平成28年10月から令和2年4月までにかけて、一審原告らが収容されていた東日本センターでは、日替わりによる非常勤医師を招へいし(ただし、一審原告らの収容期間中のうち、約2年間は常勤医師が在籍していた。)、看護師及び薬剤師がいずれも1名以上常駐しており、被収容者に対し、原則入所後1か月以内の胸部エックス線検査及び6か月ごとの定期健康診断を実施していたほか、週4日から5日を診療日として、被収容者からの申出等による診療を実施していた。

当時の東日本センターの診療室には、エックス線撮影機器、心電計、超音波診断装置、全自動血圧測定器等、各種医療機器が備え付けられており、更に専門的な検査や診療が必要な場合には、医師の指示を受けて、近隣の外部病院に連行して受診させていた。また、歯科診療も、週1日を定期歯科診療日とし、外部から歯科医師及び歯科衛生士を招へいし、被収容者の申出に係る診療を実施していたほか、月2回程度の不定期の歯科診療も実施していた。

加えて、当時の東日本センターでは、被収容者の精神的安定等を図り、適正な処遇等に資することを目的として、平均月2回、精神科医師を招へいして精神科診療を実施していたほか、カウンセリング制度を導入し、月4回、1回2名程度に対する臨床心理士によるカウンセリングを実施して、被収容者の心のケアにも努めていた。

(以上の事実関係については、一審原告らも争うことを明らかにしていない。)

3 一審原告デニズの収容、仮放免等の状況

(1) 一審原告デニズ収容1につき仮放免が許可されるまでの経緯

一審原告デニズは、本邦に不法残留した後に収容され、平成20年6月16日に本件一審原告デニズ退令の発付を受けたところ、仮放免中に暴行及び

公務執行妨害の罪により懲役刑に処せられて平成27年7月15日に府中刑務所に入所し、平成28年5月15日、同刑務所を出所した。

一審原告デニズは、上記の罪を被疑事実とする逮捕・勾留を受けたことにより、東京入管に出頭せず、仮放免の条件違反を理由に仮放免を取り消されていたところ、東京入管入国警備官は、同日、本件一審原告デニズ退令を執行して、一審原告デニズを東京入管収容場に収容し（一審原告デニズ収容1の開始）、平成29年2月2日、東日本センターに移収した（乙B3・2枚目）。

一審原告デニズは、令和元年6月22日から拒食を開始し、翌23日に71.2kgあった体重が同年7月10日には65.8kgに減少するなどした（乙B4の1・84及び85枚目）。

東日本センター所長は、同年8月2日、一審原告デニズにつき仮放免を許可し、原告デニズは、同日、東日本センターを出所した（一審原告デニズ収容1の終了。乙B3・3枚目）。

なお、一審原告デニズ収容1の期間中、一審原告デニズには、その主訴等を踏まえ、庁内診療において、トリアゾラム（睡眠導入剤。乙A16）及びフルニトラゼパム（不眠症治療薬。乙A17）、エンシュア・リキッド（経腸栄養剤。乙A18）等の薬剤が処方されるなどしたが、庁内診療を担当した医師から、精神科領域を含め、疾病ないし症状を理由として一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった（乙B4の1）。

(2) 一審原告デニズ収容2の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯

ア 一審原告デニズは、令和元年8月13日、東京入管に出頭し、Aクリニックの医師の診断書（甲B2）等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。

東京入管入国警備官は、同月16日、一審原告デニズの面接を実施するとともに、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常がないこ

とを確認し（乙B11）、東京入管主任審査官は、再収容が可能であると判断し、上記申請を不許可とした。

これを受けた東京入管入国警備官は、同日、本件一審原告デニズ退令を執行し、一審原告デニズを東京入管収容場に再収容するとともに、同日、一審原告デニズを東日本センターに移収した（一審原告デニズ収容2の開始。乙B3・3枚目）。

一審原告デニズは、同日、東日本センターにおいて内科医の診察を受け、仮放免中も不眠であったこと、頭が痛く、眼が次第に悪くなっていることなどを述べた。上記内科医は、上記診察において、一審原告デニズにつき、表情が良く、活気があることを確認するなどし、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった（乙B4の2）。

イ 一審原告デニズ収容2の期間中、一審原告デニズには、その主訴等を踏まえ、庁内診療において、トリアゾラム（睡眠導入剤。乙A16）及びフルニトラゼパム（不眠症治療薬。乙A17）、レボトミン（精神神経安定剤。乙A19）、レボメプロマジン（精神神経安定剤。乙A20）、アルプラゾラム（向精神薬。乙A21）、エチゾラム（精神安定剤。乙A22）、トラゾドン（うつ病・うつ状態治療剤。乙A23）、エンシュア・リキッド（経腸栄養剤。乙A18）等の薬剤が処方されるなどした。一審原告デニズ収容2の期間中、令和元年9月3日の庁内診療において、一審原告デニズにつき、担当医から顔面良好といえず、痩せている様子が確認され、脱水が進行しているとの所見が示されるなどしたこともあったが、庁内診療を担当した医師から、精神科領域を含め、疾患ないし症状を理由として一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった（乙B4の2）。

ウ 東日本センター所長は、令和元年10月25日、一審原告デニズにつき仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所した（一

審原告デニズ收容2の終了。(乙B3・3枚目)。

(3) 一審原告デニズ收容3の状況及び同收容につき仮放免が許可されるまでの経緯

ア 一審原告デニズは、令和元年11月7日、仮放免期間満了により東京入管に出頭し、^B 診療所の医師の意見書(甲B17)等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。

東京入管入国警備官は、同日、一審原告デニズの面接を実施するとともに、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常がないことを確認した(乙B12)。東京入管主任審査官は、同日、再收容が可能であると判断し、上記申請を不許可とした。

これを受けた東京入管入国警備官は、同日、本件一審原告デニズ退令を執行し、一審原告デニズを東京入管收容場に再收容するとともに、同日、東日本センターに移収した(一審原告デニズ收容3の開始。乙B3・3枚目)。

イ 一審原告デニズは、上記執行の4日後である令和元年11月11日、東日本センターにおいて健康診断を受け、その結果は、正常範囲内であり、異常はないというものであった。その上で、同日の庁内診療を担当した内科医は、一審原告デニズに対し、その主訴等を踏まえ、トラゾドン(うつ病・うつ状態治療剤。乙A23)、レボトミン(精神神経安定剤。乙A19)、エチゾラム(精神安定剤。乙A22)、トリアゾラム(睡眠導入剤。乙A16)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)等の薬剤を処方したが、精神科領域を含め、疾病ないし症状を理由として一審原告デニズが收容に耐えられない旨の所見は示さなかった(乙B4の2)。

ウ 令和元年11月25日、一審原告デニズの希望に基づき、東日本センター所長の依頼を受けた臨床心理士によるカウンセリングが実施されたところ、一審原告デニズを担当した臨床心理士は、一審原告デニズの激高型の

性格が幼少期からのものであり、精神科医を受診しても変えるのは難しいとして、診察の必要性に疑問を呈しつつ、一審原告デニズが希望すればいつでもカウンセリングを実施すると述べたが、一審原告デニズが収容に耐えられない状態であるとの所見は示さなかった（乙B13）。

また、同年12月23日にも一審原告デニズの希望に基づき、東日本センター所長の依頼を受けた臨床心理士によるカウンセリングが実施されたところ、一審原告デニズを担当した臨床心理士は、一審原告デニズの抱える問題が精神病によるものではなく、性格に由来するものであると思われるとして、精神科医を受診することによる改善の可能性に疑問を抱きつつも、入国警備官に対し、一度、精神科医に診察してもらうことはよいなどとする意見を述べたが、一審原告デニズが収容に耐えられない状態であるとの所見は示さなかった（乙B14）。

さらに、同年11月28日に、一審原告デニズが精神科受診に係る被収容者申出書を提出したことを踏まえ、同年12月24日、一審原告デニズについて精神科医による庁内診療が実施されたところ、当該診療において、一審原告デニズは、不眠を訴え、服薬している睡眠導入剤の変更等の申出をし、担当医は、一審原告デニズが敏感関係妄想であると診断したが、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった（乙B15、乙B14、乙B16）。

なお、同月2日、一審原告デニズが訴える頭痛及び健忘の症状について、外部病院において脳神経外科医の診察が実施されたが、MRI検査において器質的な異常は認められず、担当医は、一審原告デニズが訴える頭痛については、過度のストレスや頭の筋肉が緊張することに原因があると思われる、健忘については、過度のストレスや東日本センターの嘱託医から処方されている安定剤が原因であると思われるので、同嘱託医と相談して薬剤の処方について検討してもらいたいとの意見を述べたが、一審原告デニズ

が収容に耐えられない旨の所見は示さなかった (乙B17)。

エ 一審原告デニズは、令和2年1月23日、東日本センターにおいて、精神科医の診察を受け、外部診察に行った際に車に飛び込みたくなった旨、外部の病院で治療を受けた旨、職員の対応で怒りが湧いてしまう旨、死にたい気持ちはいつもあるわけでないが、突然そういう気持ちになってしまう旨などを述べた。上記精神科医は、上記診察の結果から、一審原告デニズにつき拘禁反応と診断し、一審原告デニズに対し、トリアゾラム(睡眠導入剤。乙A16)、トラゾドン(うつ病・うつ状態治療剤。乙A23)、クロナゼパム(抗てんかん剤。乙A24)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)等を処方したが、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見は示さず、同年2月20日に再診することとした(乙B4の3・18枚目、乙B18・2及び3枚目)。

一審原告デニズは、同年2月20日、東日本センターにおいて、精神科医の診察を受け、続けて眠れるようにしてほしい、次の診察まで1か月も待ちたくない旨などを述べた。上記精神科医は、一審原告デニズに対し、トリアゾラム(睡眠導入剤。乙A16)及びフルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)等を処方したが、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった。また、上記精神科医は、入国警備官に対し、上記診察について、一審原告デニズが不眠や入院を強く訴え続けたことから診療にならなかったとし、月1回の往診による内服薬の調整では治療が困難であるため、上記薬剤の効果がないようであれば、今後は外部病院の精神科を受診してほしい旨、再診はしない旨を伝えた(乙B4の3・21枚目、乙B19)。一審原告デニズは、同年3月12日、外部診療所の精神科医の診察を受け、担当医は、不眠、不穏、統合失調症の疑いと診断し、トリアゾラム錠(睡眠導入剤。乙A16)とエスタゾラム錠(睡眠剤。乙A25)等を処方したが、一審原告デ

デニズが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった（乙B20）。

オ なお、一審原告デニズは、一審原告デニズ収容3の期間中、前記エのほかにも、市内診療を複数回受け、その症状に応じた薬剤の処方を受け、消化器内科、歯科口腔外科、眼科等につき外部医師による診察も受けたが、いずれの医師からも、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった（乙B4の3）。

カ 東日本センター所長は、令和2年3月24日、一審原告デニズにつき仮放免を許可し、原告デニズは、同日、東日本センターを出所した（一審原告デニズ収容3の終了。乙B3・3枚目）。

一審原告デニズは、現在、仮放免中である。なお、一審原告デニズについては、令和7年5月12日、覚醒剤取締法違反の被疑事実で逮捕され、同年6月2日、同事実につき起訴されたとの報道がされている（乙B21）。

4 一審原告サファリの収容、仮放免等の状況

(1) 一審原告サファリ収容1につき仮放免が許可されるまでの経緯

一審原告サファリは、在留期限である平成4年2月9日を超えて本邦に不法残留した後、10年以上を経過した平成14年10月1日に東京入管に出頭したものの、その約3年後の平成17年8月に、在宅での違反調査中に所在不明となり、平成22年1月14日に摘発されて収容令書の発付を受けて収容され、同年3月3日、本件一審原告サファリ退令の発付を受けた（前提事実(2)イ(ア)ないし(エ)・原判決6及び7ページ）。

一審原告サファリは、その後仮放免とされ、一審原告サファリ収容1に先立ち、仮放免期間の延長申請をしたが、一審原告サファリが仮放免中に中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった（甲C8・8ないし10項、原審における一審原告サファリの本人尋問調書・4、5、32及び33ページ）。そこで、東京入管入国警備官は、平成28年6月8日、仮

放免期間が満了したとして、本件一審原告サファリ退令を執行して、一審原告サファリを東京入管収容場に収容し（一審原告サファリ収容1の開始）、同年10月7日に東日本センターに、平成30年10月9日に東京入管収容場に、同月11日に東日本センターに、順次移収した（乙C2・2枚目）。

一審原告サファリは、令和元年6月14日から拒食を開始し、同月25日には77.8kgあった体重が同年7月8日には70.25kgに減少するなどした（乙C4の1・188及び189ページ）。

東日本センター所長は、同月31日、一審原告サファリにつき仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した（一審原告サファリ収容1の終了。乙C1・2枚目）。

なお、一審原告サファリ収容1の期間中、一審原告サファリには、その主訴等を踏まえ、庁内診療において、ニトラゼパム（睡眠誘導剤。乙A26）、アルプラゾラム（向精神薬。乙A21）等の薬剤が処方されるなどしたが、庁内診療を担当した医師から、精神科領域を含め、疾病ないし症状を理由として一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった（乙C4の1）。

(2) 一審原告サファリ収容2の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯

ア 一審原告サファリは、令和元年8月9日 ^B 診療所、^C クリニック及び ^A クリニックの医師の診断書（甲C1及び2）等を添えて、東京入管主任審査官に対し、仮放免期間の延長申請をした上で、同月14日、仮放免期間満了により東京入管に出頭した。

東京入管入国警備官は、同日、出頭した一審原告サファリの面接を実施するとともに、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常がないことを確認した（乙C7）。東京入管主任審査官は、同日、再収容が可能であると判断し、上記申請を不許可とした。

これを受けて、東京入管入国警備官は、同日、本件一審原告サファリ退令を執行し、一審原告サファリを東京入管収容場に再収容するとともに、同日、東日本センターに移収した(一審原告サファリ収容2の開始。乙C 6・2枚目)。

イ なお、一審原告サファリは、東京地方裁判所に対し、令和元年8月9日付けでした仮放免(期間延長)許可申請につき、これを仮に許可すること等を求める仮の義務付けの申立てをしたが(同裁判所同年(行ク)第206号)、同裁判所は、同月14日に収容される前の一審原告サファリの症状が収容に耐えられない状態であったとはいえないなどと説示して、上記申立てを却下する決定をしている(甲C7)。

ウ 一審原告サファリは、令和元年8月14日、東日本センターにおいて内科医の診察を受け、息切れが数か月前から出ているなどと述べたところ、上記内科医は、上記診察において、一審原告サファリにつき、ラニチジン錠(H₂受容体拮抗剤。乙A27)を処方したが、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった。

一審原告サファリは、前記アの再収容初日から拒食を開始し、その翌日である同月15日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、不眠、不安、胃痛を訴えるなどしたところ、上記精神科医は、一審原告サファリが流涙する様子を確認するなどし、収容のストレスが強いと考え、抑うつ状態にあると診断し、まずは不眠を改善するため、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)を処方したが、担当医は、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見を示さなかった(乙C2、乙C4の2・1及び2枚目、乙C10・3枚目)。

エ 一審原告サファリは、令和元年8月29日、庁内診療において、水を飲まないと述べるなどし、担当医も一審原告サファリが高度の脱水状態にあると認めて身体的に危険な状況にあると考えたが、一審原告サファリは、

翌30日から摂食を再開し、同日の庁内診療において、エンシュア・リキッド（経腸栄養剤。乙A18）の処方を受けた（乙C2、乙C4の2・5枚目）。

一審原告サファリは、令和元年9月19日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、不眠、不安、イライラを訴えるなどしたところ、上記精神科医は、一審原告サファリが抑うつ状態にあると診断し、睡眠を良くしてうつ気分を改善するため、フルニトラゼパム（不眠症治療薬。乙A17）及びスボレキサント（オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28）を処方したほか、サインバルタ（セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤。乙A29）を処方したが、担当医は、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見を示さなかった（乙C4の2・8枚目、乙C11・4枚目）。

一審原告サファリは、同月27日から再び拒食するようになったが、同年10月10日に摂食を再開した（乙C2）。一審原告サファリは、同年9月30日の庁内診療において、内科医からロラゼパム（マイナートランキライザー—向精神薬。乙A30）等の処方を受け、同年10月15日の庁内診療において、内科医からフルニトラゼパム（不眠症治療薬。乙A17）、デュロキセチン塩酸塩カプセル（セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤。乙A31）、エンシュア・リキッド（経腸栄養剤。乙A18）の処方を受けた（乙C4の2・9及び10枚目）。

オ 東日本センター所長は、令和元年10月17日、一審原告サファリを仮放免し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した（一審原告サファリ収容2の終了。乙C1）。

(3) 一審原告サファリ収容3の状況及び同収容につき仮放免が許可されるまでの経緯

ア 一審原告サファリは、令和元年10月31日、仮放免期間満了により東

京入管に出頭し^B 診療所及び^A クリニックの医師の意見書（甲C3及び4）等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。

東京入管入国警備官は、同日、一審原告サファリの面接を実施するとともに、その体重、血圧及び体温を測定し、特段異常がないことを確認した（乙C8）。東京入管主任審査官は、同日、再収容が可能であると判断し、上記申請を不許可とした。

これを受け、東京入管入国警備官は、同日、本件一審原告サファリ退令を執行し、一審原告サファリを東京入管収容場に再収容するとともに、同日、原告サファリを東日本センターに移収した（一審原告サファリ収容3の開始。乙C1・2枚目）。

一審原告サファリは、同日、東日本センターにおいて内科医の診察を受け、（仮放免期間中に）余計悪くなった気がする、あまり食べられなかったなどと述べた。上記内科医は、上記診察において、一審原告サファリにつき、表情は穏やかだが、以前よりも活気乏しいと見たほか、その主訴等に応じて、フルニトラゼパム（不眠症治療薬。乙A17）、スボレキサント（オレキシン受容体拮抗薬－不眠症治療薬。乙A28）、デュロキセチン塩酸塩カプセル（セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤。乙A31）等の薬剤を処方したが、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった（乙C4の3・1及び2枚目）。

イ 一審原告サファリは、前記アの再収容初日（令和元年10月31日）から拒食を開始し、同日に69.3kgあった体重が、同年11月18日には60kgに減少したが、同月19日、摂食を再開した（乙C2、乙C4の3・11及び12枚目）。

この間、一審原告サファリは、同年11月15日、東日本センターにおいて内科医の診察を受け、拒食により体重が減っているため、摂食摂水を強く指導されたが、目的があってハンストしているとして点滴静脈内注射

(d i v) も拒否した。

一審原告サファリは、同月18日、東日本センターにおいて内科医の診察を受け、その主訴等に応じ、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)、スボレキサント(オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28)、デュロキセチン塩酸塩カプセル(セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤。乙A31)等の薬剤の処方を受けた。東日本センターの内科医は、上記各診療において、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった(乙C4の3・4及び5枚目)。

ウ 一審原告サファリは、令和元年11月21日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、食事が摂れないなどと述べた。担当医は、抑うつ状態にあると診断し、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)及びスボレキサント(オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28)を処方したほか、デュロキセチン塩酸塩カプセル(セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤。乙A31)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)を処方したが、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった(乙C4の3・5枚目、乙C12・4枚目)。

なお、一審原告サファリは、前記イの摂食再開後、同月18日に60.0kgまで減少した体重が同月26日には体重が67.6kgに増加するなどの回復を見せ、同日から再び拒食を開始したが、その2日後の同月28日には摂食を再開し、この際は、顕著な体重減少はみられなかった(乙C2、乙C4の3・12枚目)。

エ 一審原告サファリは、令和元年12月19日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、同月16日から食べると吐いてしまう旨、エンシュア・リキッドは服用している旨、イライラが強い旨などを述べた。担当医は、一審原告サファリにつき、抑うつ状態と診断し、一審原告サファリがうつが強くなってきていると観察し、パルプロ酸ナトリウム(抗てんか

ん剤、そう病・そう状態治療剤。乙A32)、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)及びスボレキサント(オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28)を処方したほか、デュロキセチン塩酸塩カプセル(セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤。乙A31)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)を処方したが、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった(乙C4の3・8枚目、乙C13・3枚目)。

一審原告サファリは、同月20日から拒食を開始し、同日に64.7kgあった体重が同月24日には61.2kgに減少するなどしたが、同日から摂食を再開した(乙C2、乙C4の3・13枚目)。

オ なお、一審原告サファリは、一審原告サファリ収容3の期間中、胃痛を訴えて2度にわたり外部の消化器内科の医師の診察を受けたが、いずれの際も、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示されなかった(乙C4の3)。

カ 東日本センター所長は、令和2年1月7日、一審原告サファリを仮放免し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(一審原告サファリ収容3の終了。乙C1・2枚目)。

(4) 一審原告サファリ収容4の状況及び同収容につき仮放免が許可された経緯

ア 一審原告サファリは、令和2年1月17日、東京入管に出頭し、■クリニックの医師の診断書(甲C5)等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。

東京入管入国警備官は、同月21日、一審原告サファリの面接を実施するとともに、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常がないことを確認した(乙C9)。東京入管主任審査官は、同日、再収容が可能であると判断し、上記申請を不許可とした。

これを受けた東京入管入国警備官は、同日、仮放免期間満了により本件

一審原告サファリ退令を執行し、一審原告サファリを東京入管収容場に再収容するとともに、一審原告サファリを東日本センターに移収した(一審原告サファリ収容4の開始。乙C1・3枚目)。

一審原告サファリは、同日、東日本センターにおいて内科医の診察を受け、仮放免中に処方されていた薬剤や向精神薬以外の従前処方されていた薬剤の処方を希望する旨などを述べた。これを受けて、上記内科医は、逆流性食道炎の症状に対応した薬剤や疼痛抑制の薬剤の処方をしたが、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった(乙C4の3・1及び2枚目)。

イ 一審原告サファリは、令和2年1月23日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、食べると吐いてしまう旨、仮放免中はA クリニックで処方された薬剤を服用していた旨などを述べた。担当医は、一審原告サファリにつき、抑うつ状態と診断し、かなり痩せたと見て、食事が摂れないと一審原告サファリが述べていることから、同月24日から同月31日までの平日に点滴を実施すべき旨、血液検査と尿検査を早めに実施し、東日本センターの内科医に確認してもらいたい旨などの意見を述べ、コンスタン(向精神薬。乙A33)、ミルタザピン(ノルアドレナリン・セロトニン作動性抗うつ剤。乙A34)、スボレキサント(オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28)、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)等の薬剤を処方した。担当医は、同年2月20日に再診することとし、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示さなかった(乙C4の4・2枚目、乙C14・3枚目)。

一審原告サファリは、同月20日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、イライラしたり、うつの気分があるなどと旨などを述べた。担当医は、一審原告サファリにつき、抑うつ状態と診断し、コンスタン(向

精神薬。乙A33)、ミルタザピン(ノルアドレナリン・セロトニン作動性抗うつ剤。乙A34)、スボレキサント(オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28)、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)等の薬剤を処方し、同年3月19日に再診することとしたが、入国警備官に対し、「うつの症状が重くなっており、収容に耐えられない状態になってきていると見受けられた」、「この方は入院を希望しているが、症状改善には入院よりも仮放免が良いと思われるので検討してほしい」との意見を述べた。(乙C4の4・5枚目、乙C15)

一審原告サファリは、同月19日、東日本センターにおいて精神科医の診察を受け、イライラしてストレスがたまり、夜中に(頭部を)壁にぶつけた旨、拒食はしていない旨などを述べた。担当医は、一審原告サファリにつき、抑うつ状態と診断し、コンスタン(向精神薬。乙A33)、ミルタザピン(ノルアドレナリン・セロトニン作動性抗うつ剤。乙A34)、スボレキサント(オレキシン受容体拮抗薬—不眠症治療薬。乙A28)、フルニトラゼパム(不眠症治療薬。乙A17)、エンシュア・リキッド(経腸栄養剤。乙A18)等の薬剤を処方し、同年4月16日に再診することとしたが、入国警備官に対し、「うつの症状が悪化しており、収容に耐えられない状態であり、限界にきていると見受けられたため、引き続き仮放免を検討してほしい」との意見を述べた(乙C4の4・5枚目、乙C16)。

ウ なお、一審原告サファリは、一審原告サファリ収容4の期間中、前記イのほかにも庁内診療において内科医の診察を複数回受け、その症状に応じた薬剤の処方を受けたが、担当医から一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見は示されなかった。また、一審原告サファリについては、令和2年1月24日及び同年3月17日に血液検査と尿検査が実施され、同年1月27日に血液検査が実施されたが、格別の治療を要するような結果

は示されなかった。(乙C4の4)

エ 東日本センター所長は、令和2年4月3日、一審原告サファリを仮放免し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(一審原告サファリ收容4の終了。乙C1・3枚目)。

一審原告サファリは、現在も仮放免中である。

第5 東京入管主任審査官が仮放免期間の満了後に一審原告らを再收容し、東日本センター所長が收容を継続したことは、違法なものでなく、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえないこと

1 一審原告デニズ收容3並びに一審原告サファリ收容3及び4は違法なものでないこと

(1) 一審原告デニズ收容3は違法なものでないこと

ア 一審原告デニズは、仮放免運用方針における「仮放免を許可することが適当とは認められない者」に該当し、よほどの事情がない限り、收容を継続すべきであったこと

(ア) a 一審原告デニズは、在留期限である平成19年8月8日を超えて本邦に不法残留した後、入管法違反(不法残留)の被疑事実により逮捕されるなどし、平成20年4月28日、收容令書の発付を受けて1回目の收容をされ、同年6月16日、本件一審原告デニズ退令の発付を受けた(前提事実(2)ア(ア)及び(ロ)・原判決3ページ)。

また、平成21年12月1日の收容は、一審原告デニズが仮放免中に暴力行為等の処罰に関する法律違反の罪により執行猶予付き懲役刑の判決言渡しを受けたことから、仮放免期間満了により行われたものである(前提事実(2)ア(ス)(セ)・原判決4ページ)。

さらに、平成28年5月15日の收容(一審原告デニズ收容1)についても、一審原告デニズが仮放免中に暴行及び公務執行妨害の罪に

より逮捕・勾留されたことにより、東京入管に出頭せず、仮放免の条件違反を理由に仮放免を取り消された上で、府中刑務所から出所した直後に行われたものである（前提事実(2)ア(フ)ないし(ト)・原判決5ページ)。

b 以上のとおり、一審原告デニズは、平成20年6月16日に本件一審原告デニズ退令の発付を受けた者である上、その後、2回の仮放免中にいずれも刑罰法令違反を犯して有罪判決を受けたのであるから、こうした同人の過去の行状に照らすと、在留活動を禁止する必要性の観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免を許可することについては極めて慎重にならざるを得ない者であった。

(イ) そして、一審原告デニズは、送還を忌避するだけでなく、収容中は、令和元年6月22日から拒食を開始しているところ(前記第4の3(1))、仮放免を求めて官給食の拒食を行うこと自体、送還や収容を含む退去強制令書の執行を妨害する行為にほかならず、そのような行為に及ぶ者については、まずもって在留活動を禁止する必要性が高く、逃亡のおそれの蓋然性も高いと判断せざるを得ない。

その上、一審原告デニズは、収容中においても、職員に対し、大声で怒鳴り付ける、暴言を吐く、唾を吐き付ける、突き飛ばす、蹴るなどの行為に及んだほか、収容施設の扉を複数回にわたり叩いたり、蹴ったりするなどの行為を行い、職員の制止に従わないといった遵守事項違反を繰り返していたものである(乙B6ないし10)。

こうした収容中の素行等に鑑みても、一審原告デニズは、在留活動を禁止する必要性の観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免を許可することについては極めて慎重にならざるを得ない者であった。

(ウ) 以上によれば、一審原告デニズは、仮放免運用方針(乙A15)の1(2)②、③及び⑤に該当することから、「仮放免を許可することが適当と

は認められない者」であったと認められ、しかも、特に同②及び③に該当することから、「重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する」必要があったものである。

イ 一審原告デニズについては収容に耐え難い傷病者と認められるかどうか等に留意しつつ収容し、適切に処遇していたこと

(ア) 一審原告デニズについては、一審原告デニズ収容 1 及び 2 において、その主訴等を踏まえ、庁内診療において精神科領域の症状に関するものの含めた薬剤の処方をするなどの対応を行い、担当医から、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった（前記第 4 の 3 (1) 及び (2) イ）。

しかし、一審原告デニズは、一審原告デニズ収容 1 及び 2 において拒食を行い、体重の顕著な減少や脱水も見られた（前記第 4 の 3 (1) 及び (2) イ）。前記ア (イ) のとおり、仮放免を求めて官給食の拒食を行うことは、送還や収容を含む退去強制令書の執行を妨害する行為にほかならず、一審原告デニズのように仮放免を許可することが適当とは認められない者が拒食に及んだからといって直ちに仮放免すべきことになるものでないことは当然である。しかし、現に摂食をせず、体重が顕著に減少するなどの事象がある中で収容を継続すれば人命に関わることが危惧されたことから、東日本センター所長は、仮放免を許可するに至ったものである。

(イ) 一審原告デニズは、一審原告デニズ収容 3 に係る再収容に先立ち^B ■■■診療所の医師の意見書（甲 B 1 7）等を添えた仮放免期間の延長申請をし、東京入管主任審査官は、これを不許可とする処分を行っている（前記第 4 の 3 (3) ア）。

しかし、東京入管収容場及び東日本センターの診療体制等に照らしても、東京入管主任審査官や東日本センター所長が外部の医師が作成した診断書ないし意見に拘束されるわけではなく、必ずこれを尊重しなけれ

ばならないなどということもできない。

また、一審原告デニズは、前記アのとおり、「仮放免を許可することが
相当とは認められない者」であって「重度の傷病等、よほどの事情がな
い限り、収容を継続する」必要があったものであるから、東京入管主任
審査官は、仮放免期間が満了すればこれを速やかに再収容して収容を継
続することが基本的に求められていたものであり、前記(ア)の一審原告
デニズ収容1及び2に係る仮放免の前提となった状況に照らし、一審原
告デニズについては、体重等の身体的状態が収容に耐え難いものである
かが重視される状況にあったものである。そして、この点については、
一審原告デニズは一審原告デニズ収容2の期間中である令和元年9月1
7日に摂食を再開していたところ、東京入管入国警備官が、面接を実施
するとともに、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常が
ないことを確認した上で、東京入管主任審査官が再収容は可能であると
判断しているところ、再収容から4日後に実施された健康診断において、
東日本センターの担当医が、健康診断の結果が正常範囲内であり、異常
はないと診断しており、一審原告デニズが収容に耐えられない旨の所見
は示されていない（前記第4の3(3)ア及びイ）。

以上によれば、東京入管主任審査官が上記延長申請を許可しなかった
ことに何ら不合理な点はない。

(ウ) そして、一審原告デニズは、一審原告デニズ収容3の期間中、庁内診
療において内科医による診察を受け、都度、その主訴を踏まえた薬の処
方を受けたほか、頭痛等の症状により外部医師の診察も受けたが、いず
れの医師からも収容に耐えられない旨の所見は示されなかった（前記第
4の3(3)）。

また、一審原告デニズ収容3の期間中、一審原告デニズについては、
臨床心理士によるカウンセリングと庁内診療における精神科医の診察を

複数回実施し、外部の精神科医の診察も実施して、所要の薬剤の処方もされたが、いずれの医師からも収容に耐えられない旨の所見は示されなかった（前記第4の3(3)）。

しかし、一審原告デニズは、一審原告デニズ収容3の期間中、手関節に切創を付けたり、縊首未遂をしたり、異物誤飲をするなどといった自損行為を行い（乙B5）、庁内診療を担当した精神科医から拘禁反応との診断がされたほか、月1回の往診による治療の困難性を指摘されるなどしていたところ（前記第4の3(3)エ）、一審原告デニズのように仮放免を許可することが適当とは認められない者が自損行為に及んだからといって直ちに仮放免すべきことになるものでなく、ましてや、一審原告デニズの自損行為は、軽微な傷害結果にとどまっていることからして自死を企図した具体的な危険性のあるものか疑問を呈する余地もあった。しかし、上記のような経過や一審原告デニズの激高型の性格等に照らし、より危険な自損行為に突発的に及ぶ可能性も否定し難く、そのまま収容を継続すれば人命に関わることから、東日本センター所長は、一審原告デニズ収容3につき仮放免を許可するに至ったものである。

(エ) 以上のとおり、一審原告デニズについては、収容に耐え難い傷病者と認められるかどうか等に留意しつつ収容し、一審原告デニズ収容3の期間中についても、一審原告デニズが訴えた心身の不調について、適切な医療措置等を実施するなどして処遇していたものである。

ウ 小括

以上によれば、一審原告デニズ収容については、よほどの事情がない限り、収容を継続すべきであって、収容の必要性が高かったことが明らかであるのみならず、一審原告デニズは、十分な診療体制が整った東日本センターにおいて、その症状に対して適切な治療を受けているのであり、また、その心身の状態は、当初から収容の継続が困難なほどの状態にあったとは

認められず、一審原告デニズ收容の期間中、診察を担当したいずれの医師からも收容に耐えられない旨の所見が示されることはなかったのであるから、一審原告デニズ收容3については、これに先立って仮放免の期間を延長しなかった東京入管主任審査官の判断はもとより、その後東日本センター所長が收容を継続したことに相当性があったことは明らかである。

よって、一審原告デニズ收容3について、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められないから、同收容は違法なものでなく、そうである以上、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

(2) 一審原告サファリ收容3及び4は違法なものでないこと

ア 一審原告サファリは、仮放免運用方針における「仮放免を許可することが適当とは認められない者」に該当し、よほどの事情がない限り、收容を継続すべきであったこと

(ア) 一審原告サファリは、在留期限である平成4年2月9日を超えて本邦に不法残留した後、10年以上を経過した平成14年10月1日に東京入管に出頭したものの、その約3年後の平成17年8月に、在宅での違反調査中に所在不明となり、平成22年1月14日に摘発されて收容令書の発付を受けて收容され、同年3月3日には本件一審原告サファリ退令の発付を受けている(前提事実(2)イ(ア)ないし(エ)・原判決6及び7ページ)。

また、平成28年6月8日の收容(一審原告サファリ收容1)は、一審原告サファリが仮放免中に中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められず、仮放免期間満了により行われたものである(前提事実(2)イ(ス)・原判決8ページ、前記第4の4(1))。

以上のとおり、一審原告サファリは、10年以上にわたって不法残留した後に出頭し、退去強制手続の途中で所在不明となった上、仮放免中に接客等の業務に従事していたものであり、こうした過去の行状に照らすと、在留活動を禁止する必要性の観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免を許可することについて極めて慎重ならざるを得ない者であった。

- (イ) そして、一審原告サファリは、送還を忌避するだけでなく、収容中は、令和元年6月14日から拒食を開始しているところ、仮放免を求めて官給食の拒食を行うこと自体、送還や収容を含む退去強制令書の執行を妨害する行為にほかならず、そのような行為に及ぶ者については、まずもって在留活動を禁止する必要性が高く、逃亡のおそれの蓋然性も高いと判断せざるを得ない。

その上、一審原告サファリは、収容中であった令和元年10月、東日本センター職員に対し、「仮放免許可をする気もないのであれば、自分たちは入管に対して何らかの行動を起こすしかない。」「自分たちは、この行動によって刑務所に行く覚悟もできている。」(乙C6)などと述べて、仮放免を求めて収容施設内において他の被収容者と集団で犯罪行為に及ぶことを示唆する言動に及ぶなどしたものである。

こうした収容中の素行等に鑑みても、一審原告サファリは、在留活動を禁止する観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免を許可することについては、極めて慎重にならざるを得ない者であった。

- (ウ) 以上によれば、一審原告サファリは、仮放免運用方針(乙A15)の1(2)③、⑤に該当することから、「仮放免を許可することが適当とは認められない者」であったと認められ、しかも、特に同③に該当することから、「重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する」必要があったものである。

イ 一審原告サファリについては收容に耐え難い傷病者と認められるかどうか等に留意しつつ收容し、適切に処遇していたこと

(ア) 一審原告サファリについては、一審原告サファリ收容1及び2において、その主訴等を踏まえ、庁内診療において精神科領域の症状に関するものを含めた薬剤の処方をするなどの対応を行っており、担当医から、一審原告サファリが收容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかった（前記第4の4(1)及び(2)イ及びウ）。

しかし、一審原告サファリは、一審原告サファリ收容1及び2の期間中に拒食を行い、体重の顕著な減少や脱水も見られた（前記第4の4(1)及び(2)イ及びウ）。前記ア(イ)のとおり、仮放免を求めて官給食の拒食を行うことは、送還や收容を含む退去強制令書の執行を妨害する行為にほかならず、一審原告サファリのように仮放免を許可することが適当とは認められない者が拒食に及んだからといって直ちに仮放免すべきことになるものでないことは当然である。しかし、現に摂食をせず、体重が顕著に減少するなどの事象がある中で收容を継続すれば人命に関わることが危惧されたことから、東日本センター所長は、仮放免を許可するに至った。

(イ) 一審原告サファリは、一審原告サファリ收容3に係る再收容に際し、東京入管入国警備官と面接を行い、^A ■■■クリニックからうつ病、^B ■■■診療所から心因反応等の診察がされていることなどを伝えているが（乙C8）、東京入管收容場及び東日本センターの診療体制等に照らしても、東京入管主任審査官や東日本センター所長が外部の医師が作成した診断書ないし意見に拘束されるわけではなく、必ずこれを尊重しなければならないなどということもできない。そして、同警備官は、上記面接に際し、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常がないことを確認し、東京入管主任審査官が再收容は可能であると判断している

ところ、再収容初日に、東日本センターにおいて庁内診療が実施され、担当した内科医から、一審原告サファリにつき表情は穏やかだが活気は乏しいと見たが、収容に耐えられないとの所見は示されなかった（前記第4の4(3)ア）。

以上によれば、一審原告サファリ収容2に係る仮放免期間満了により、東京入管主任審査官が同収容に係る仮放免期間の延長をすべき職務上の義務があったとはいえない。

(ウ) そして、一審原告サファリは、一審原告サファリ収容3の期間中にも拒食を3度行っているところ、再収容の初日から開始した1回目の拒食については、令和元年11月19日に摂食を再開し、同月26日には、2回目の拒食を開始したが、その2日後には摂食を再開し、さらに、同年12月20日に開始した3回目の拒食も、4日後の同月24日には摂食を再開しており、少なくとも2回目及び3回目については、比較的短期間で拒食は終了している。そして、この間に実施された庁内診療や外部の医療機関の診療において、庁内の精神科医からは抑うつ状態であるとの診断等もされたが、都度、その主訴を踏まえた薬剤の処方を受けており、いずれの医師からも一審原告サファリが収容に耐えられないとの所見は示されていなかったものである。（前記第4の4(3)イないしオ）

しかし、一審原告サファリは、上記拒食によって、一審原告サファリ収容3の当初に69.3kgあった体重が一時的に60kgないし61kg台に減少するなどしており、また、上記のように短期間に3度にわたって拒食が繰り返される中、前記(ア)と同様に、直ちに仮放免すべきものではなかったものの、そのまま収容を継続することが人命に関わることが危惧されたことから、東日本センター所長は、仮放免を許可するに至ったものである。

(エ) 一審原告サファリは、一審原告サファリ収容4に係る再収容に際し、

東京入管入国警備官と面接を行い、^A ■■■ クリニックからうつ病、^B ■■■ 診療所からうつ病に起因する拒食症等の診察がされていることなどを伝えているが(乙C9)、東京入管収容場及び東日本センターの診療体制等に照らしても、東京入管主任審査官や東日本センター所長が外部の医師が作成した診断書ないし意見に拘束されるわけではなく、必ずこれを尊重しなければならないなどということもできない。そして、東京入管入国警備官は、上記面接に際し、その体重、血圧及び体温を測定するなどして特段異常がないことを確認し、東京入管主任審査官は再収容が可能であると判断しているところ、再収容初日に、東日本センターにおいて庁内診療が実施され、担当した内科医から、一審原告サファリにつき逆流性食道炎等に対応する薬剤の処方されたが、収容に耐えられないとの所見は示されず、再収容の2日後には精神科医による庁内診療を受け、その際、担当医から抑うつ状態にあり、痩せたように見受けられたものの、収容に耐えられない旨の所見までは示されなかった(前記第4の4(4)ア)。

以上によれば、一審原告サファリ収容3に係る仮放免期間満了により、東京入管主任審査官が同収容に係る仮放免期間の延長をすべき職務上の義務があったとはいえない。

(オ) 一審原告サファリは、一審原告サファリ収容4の期間中、庁内診療において、内科医による診察を複数回にわたって受けたが、内科医から収容に耐えられない旨の所見が示されることはなかった(前記第4の4(4)イ及びウ)。

しかし、一審原告サファリは、一審原告サファリ収容4の期間中、再収容の2日後に実施された前記(エ)の診察に加え、庁内診療において、精神科医による診察を2回にわたって受けているところ、担当医は、再収容の約1か月後に実施された診察において、一審原告サファリが抑うつ

状態であると診断し、東日本センターの入国警備官に対し、収容に耐えられない状態になってきているとして、仮放免の検討を促す意見を述べ、さらに、その約1か月後に実施された診察において、一審原告サファリが抑うつ状態にあると重ねて診断し、なおも翌月に再診することを予定しつつも、同入国警備官に対し、一審原告サファリが収容に耐えられない状態であり、限界にきていると見受けられる旨、引き続き仮放免を検討してほしい旨など、上記よりも更に踏み込んだ意見を述べた。

以上の事実関係についてみると、一審原告サファリのようによほどの事情がない限り収容を継続すべき者については、抑うつ状態にあるとする精神科医の診断があり、収容が当該精神状態の増悪に影響を及ぼすことが否定し難いとしても、そのことのみをもって、直ちに仮放免すべきことになるものではない。また、適切な診療体制の下で、その症状に応じた薬剤の処方が行われ、再診も予定されている状況下においては、仮放免の検討を促す医師の意見があったとしても、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断において、入国者収容所長等に広範な裁量を与えられていることからすれば、前記医師の意見を踏まえて速やかに仮放免許可をしなかったとしてもその判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして直ちに違法となるものではない。ただし、一審原告サファリについては、拒食を繰り返してきた従前の経緯がある上、一審原告サファリ収容4の期間中、従前は70kg台であった体重が拒食をしていないにもかかわらず64kg前後で推移していたことから、この状態で収容を継続することで症状が更に悪化し、再度拒食に及ぶなどすれば人命に関わることも危惧される状況にあると判断し、東日本センター所長は、一審原告サファリ収容4につき仮放免を許可するに至ったものである。

ウ 小括

以上によれば、一審原告サファリ収容については、よほどの事情がない限り、収容を継続すべきであって、収容の必要性が高かったことが明らかであるのみならず、一審原告サファリは、十分な診療体制が整った東日本センターにおいて、その症状に対して適切な治療を受けているのであり、また、その心身の状態は、当初から収容の継続が困難なほどの状態にあったとは認められず、一審原告サファリ収容の期間中、同収容4が開始した後約2か月が経過しようとする令和2年3月19日まで、診察を担当したいずれの医師からも収容に耐えられない旨の所見が示されることはなかったのであるから、一審原告サファリ収容3及び4については、これに先だって仮放免期間を職権で延長すべき理由などなく、東日本センター所長が収容を継続したことに相当性があつたことは明らかである。

よって、一審原告サファリ収容3及び4について、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があつたとは認められないから、これらの収容は違法なものでないし、そうである以上、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

2 原判決の判示する判断基準によつたとしても、一審原告デニズ収容3並びに一審原告サファリ収容3及び4は国賠法上違法なものでないこと

- (1)ア 一審被告原審準備書面(4)第2の2(2)イ(9ないし11ページ)のとおり、法律の規定について解釈を要する場合には、複数の解釈があり得るところであり、一定の解釈に基づく法律の執行が、その解釈に争いが生じ、結果的に裁判所がその解釈を採用しなかつたとしても、それが相当の根拠を有し、あり得る合理的な解釈の一つといえるものであれば、その解釈に基づき法律を執行した公務員は、通常尽くすべき注意義務を尽くしたものであり、漫然と法律を執行したものではないというべきである。

この点、最高裁判例においても、法律の解釈適用の誤りが問題となった場合について、「ある事項に関する法律解釈について、複数の解釈が考えられ、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合において、公務員がそのうちの一つの解釈に基づいて行為をしたときや、ある処分の根拠となる規定の有効性につき、実務上特に疑いを差し挟む解釈をされたことも裁判上問題とされたこともない場合において、従前と同様の処分を行ったときは、後に当該解釈が違法と判断されたとしても、国家賠償法1条1項の過失はない」、「公務員が法令の解釈・適用を誤った場合に関する判例は、法律解釈について見解が分かれており、いずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がそのうち一つの見解に基づいて公権力を行使したというときには、当該公務員に過失がないとされているが、このような場合には職務上の注意義務違反も否定されることになる」と解されることになるとも指摘されている（三木素子「最高裁判所判例解説民事篇平成19年度（下）723及び724ページ）。

イ 本件においては、入管法の規定上、退去強制事由のある者は原則收容することとされ、仮放免はその例外と位置づけられていることからして、仮放免の拒否の判断及び仮放免期間の延長の拒否の判断については、入国者收容所長等に広範な裁量が認められ、その判断が違法となるのは、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限られるとする解釈には合理性がある上、前記第3の1(3)イのとおり、同旨の判断を示した裁判例が数多くある一方で、原判決と同様の判断を示した裁判例は見当たらない。

したがって、仮放免の請求ないし仮放免期間の延長申請に対する許否の判断において、入国者收容所長等に広範な裁量が認められるという前記の解釈を前提とした公務員（東京入管主任審査官等）の行為については、相

当の根拠が認められるのであって、結果的に裁判所が当該解釈を採用しなかったとしても、職務上の注意義務違反は否定されるというべきであるから、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

- (2) なお、原判決は、①合理性、必要性及び比例性の3要件のいずれかを満たさない収容は、自由権規約9条1項が禁じ、入管法の解釈上も許容されない恣意的拘禁に当たるとの解釈を採用した上で、②一審原告デニズ収容3並びに一審原告サファリ収容3及び4につき、収容の合理性が認められ、その必要性は高かったとしながらも、一審原告らの心身の状態が悪化しており、一審原告らについて逃亡又は在留活動の具体的なおそれを推認させる事情は直近には見当たらないなどとして、比例性の要件を充足しないとした。

しかしながら、入管法は、退去強制対象者に逃亡の具体的なおそれがあること等を収容の要件として規定しておらず、原判決の解釈（上記①）を前提として、比例性の要件の充足を問題にするとしても、逃亡又は在留活動のおそれを推認させる事情といったものは、収容の要件として考慮すべき事情には当たらない。また、原判決は、一審原告らが収容されていた東京入管収容場及び東日本センターにおいて適切な診療体制が整備されていたことを看過するとともに、各収容期間において一審原告らについてされた東日本センターの医師の診察等を軽視し、一審原告らが仮放免中に受診した外部医師の診断を殊更尊重することにより、比例性の要件を充足しないとしたものである。退去強制手続における収容の目的が、送還のために身柄を確保するとともに在留活動を禁止することにもあることに鑑みれば、収容の必要性の高い一審原告らにつき、仮放免期間満了により再収容することとした上で、東日本センターにおける適切な診療体制等の下で、収容に耐えられない状況にあるかどうかを見極めることとしたことが合理的措置であることは明らかであり、東日本センターの診療体制等を考慮することなく、比例性の要件を充足しないなどとした原判決の判断は不合理である。

第6 結語

以上の次第で、原判決中、一審原告デニズ収容3並びに一審原告サファリ収容3及び4が国賠法上違法であるとして、一審被告に対し、慰謝料及び弁護士費用の合計120万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を命じた部分は不当であるから、原判決中、控訴人（一審被告）敗訴部分を取り消した上で、当該部分に係る被控訴人（一審原告）らの請求を棄却すべきである。

以上